

令和2年3月31日

裁判所を利用される皆様へ

福島地方・家庭・簡易裁判所

お 知 ら せ

新型コロナウイルス感染症の国内感染者が増加しております。

裁判所は、不特定多数の方が利用される機関でありますので、当庁を利用される皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、下記のとおり、ご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 発熱等の症状がある場合は、遠慮せず、来庁する前に、担当書記官又は担当調査官に電話等で連絡してください。

なお、担当がわからない場合は、こちらへ→「[窓口案内](#)」（[HPリンク](#)）

- 2 当庁を利用される場合は、調停室、審判廷、法廷、受付、面接室及び児童室等において、マスクを着用していただいで差し支えありません。
- 3 手洗いや咳エチケットなどの感染症対策のご協力をお願いします。
- 4 4月1日以降、各法廷の傍聴席については、間隔を空けてお座りいただくこととしました。各法廷の傍聴席に「着席不可」の用紙がついた席にはお座りいただくことができません。

※ 今後、状況等の変化に伴い、随時、内容等が更新される場合がありますのでご了解ください。